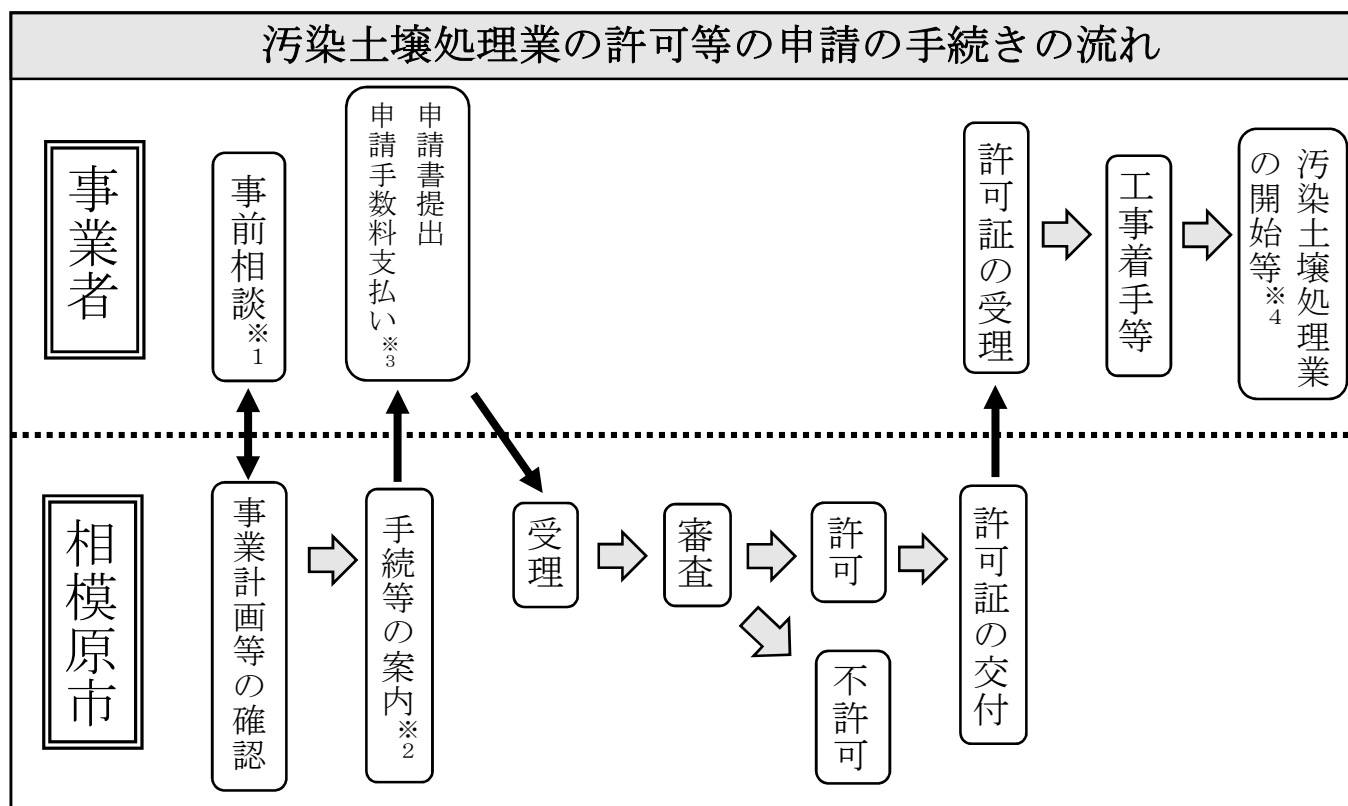


汚染土壌処理業の許可等の申請をされる方へ

相模原市内で汚染土壌処理業を行おうとする者は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づき、汚染土壌処理施設ごとに許可または承認を受けなければなりません。



※1 汚染土壌処理業の許可等（設置、更新、変更、譲渡及び譲受、合併又は分割並びに相続）の申請を行う場合は、申請内容の確認が必要となりますので事前に相談をお願いいたします。

※2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例その他関係法令に基づく申請・届出が別途、必要となる場合があります。

※3 申請手数料については、市が発行する納入通知書でお支払いください。（支払い可能な金融機関は納入通知書に記載されています。）

※4 立入検査及び報告を求める場合があります。

申請手数料

汚染土壌処理業の設置の許可の申請	240,000 円
汚染土壌処理業の許可の更新の申請	230,000 円
汚染土壌処理業の変更の許可の申請	220,000 円
汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請	120,000 円
汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請	120,000 円
汚染土壌処理業の相続の承認の申請	120,000 円

問い合わせ先

緑区の橋本・大沢地区、中央区、南区	緑区の城山・津久井・相模湖・藤野地区
相模原市環境経済局環境保全課 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 電話 042-769-8241（直通）	環境経済局津久井地域環境課 〒252-5172 相模原市緑区中野 633 電話 042-780-1404（直通）